

## 【 手術 】

## 469 同一日における経皮的冠動脈形成術等と他の手術の併算定について①

《令和7年2月28日》

## ○ 取扱い

- ① 同一日におけるK546 経皮的冠動脈形成術と次の手術の併算定は、原則として認められる。
  - (1) K613 腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）
  - (2) K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術
- ② 同一日におけるK549 経皮的冠動脈ステント留置術とK616 四肢の血管拡張術・血栓除去術の併算定は、原則として認められる。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

経皮的冠動脈形成術は、バルーンカテーテル等を使用して経皮的に冠状動脈の狭窄を解除し、冠血流量を増大させる手術である。

一方、腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）、四肢の血管拡張術・血栓除去術の対象は、それぞれ、腎動脈、四肢の動脈であり、同様に経皮的に行う手術ではあるものの、経皮的冠動脈形成術とは対象となる疾患や部位が異なる。

以上のことから、同一日におけるK546 経皮的冠動脈形成術とK613 腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）、K616 四肢の血管拡張術・血栓除去術の併算定は、原則として認められると判断した。

また、同様に、同一日におけるK549 経皮的冠動脈ステント留置術とK616 四肢の血管拡張術・血栓除去術の併算定も原則として認められると判断した。